

横浜市の取り組みと  
日ごろの備え……

# いざというときに 備えて

横浜市安全管理局

550ml 350ml 350ml



平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成13年9月の米国同時多発テロなど、私たちを取り巻く環境の中で様々な危機が発生しています。

横浜市では、震災をはじめとする風水害や都市災害などの災害に対応するために、様々な対策を行ってきました。また、テロなどの新たな危機に対しても、様々な取り組みを始めています。

しかし、いざというときには、市民の皆さん一人ひとりが意識をもって備えておくことが、被害を最小限に食い止めるためには、とても大切なこととなります。

この冊子では、横浜市の施策とともに、日ごろの備えなどをご紹介しますので、この冊子を、市民の皆さんの「いざという時」への備えに役立てていただければ幸いです。



# 目次

## 横浜市の 危機管理 対策

横浜市の危機管理対策	1
震災対策	5
阪神・淡路大震災以降の取り組み	5
地域防災力の強化	5
行政即応力の強化	7
防災基盤の整備	8
その他の取り組み	9
風水害対策	10
都市災害対策及び石油コンビナート等対策	12
横浜市国民保護計画	13
横浜市緊急事態等対処計画	13

## わが家の 危機管理 マニュアル

災害など危機に備える	14
家庭内の備蓄	14
家庭の危機管理対策	15
正確な情報の入手と冷静な行動	15
災害等に対する備え	15
わたしたちのまちを守ろう	18
地震が起きたらどうするの？	20
地震から身を守る・避難は徒歩で	20
街中や外出中に地震にあったら？	21
どこに避難するの？	22
風水害に備える	24
知っておこう！	26
勇気をもって応急対応	26

## コラム

地震の知識	27
地震はなぜおきるのか？・マグニチュードと震度	27
風水害の知識	28
わが家の安心メモ	29

# 横浜市の危機管理対策

## 最近の主な災害等(阪神・淡路大震災以降)

阪神・淡路大震災	平成7年1月17日
東京湾油流出事故	平成9年7月2日
玄倉川水難事故	平成11年8月14日
東海村放射性物質臨界事故	平成11年9月30日
有珠山火山活動	平成12年3月29日
三宅島火山活動	平成12年6月26日
米国同時多発テロ	平成13年9月11日
韓国地下鉄火災	平成15年2月18日
宮城県沖の地震	平成15年7月26日、27日
北海道十勝沖地震	平成15年9月26日
新潟県中越地震	平成16年10月23日
福岡県西方沖地震	平成17年3月20日

横浜市では、「災害対策基本法」に基づいて昭和38年度に「横浜市防災計画」を策定し、災害に強い都市づくりと安心できる市民生活の実現に向けて、地震災害をはじめ、風水害、都市災害などの災害対策の推進に努めてきました。

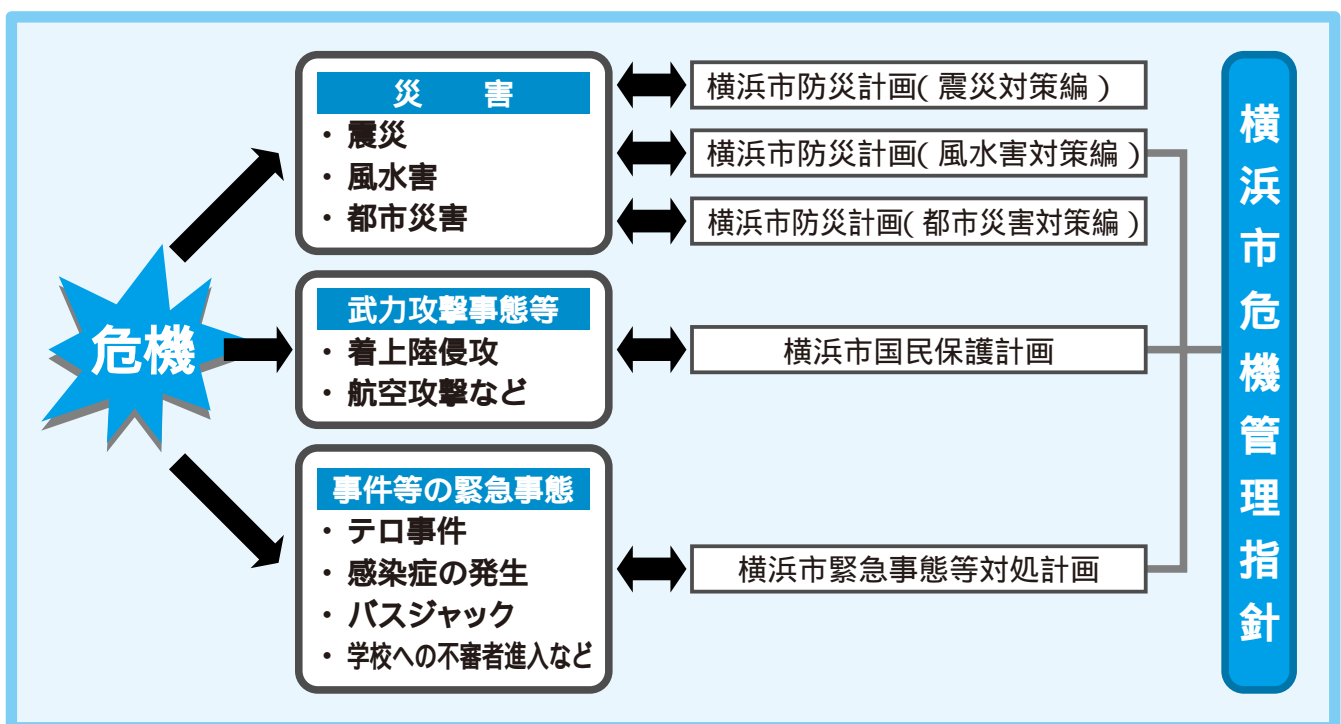
また、平成13年9月に発生した米国の同時多発テロを契機に、人為的な危機に対しても機動的かつ横断的に対応できるように組織改革を行い、様々な緊急事態に対処してきました。

さらに、我が国では平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が制定され、それに基づく「武力攻撃事態等における国民の保護のため

の措置に関する法律」では、市として、必要な措置と役割を担う必要が生じてまいります。

そこで、「地震、台風などの自然災害等」や「テロや感染症等の緊急事態」、そして「武力攻撃事態等」などの「危機」への対策を総合的に行うために、平成16年3月に「横浜市危機管理指針」を定めました。

この「横浜市危機管理指針」は、横浜市の危機管理の基本となるもので、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす様々な危機に対して、本市としてどう対処していくのかを明らかにするものです。このなかでは、市の責務や市民の皆さんの協力、危機管理の基本方針などが定められています。



阪神・淡路大震災の際は、行政の初動体制が遅れたことが大きな問題となりました。そこで本市では危機発生初動期に迅速・的確な対応をとるための体制確保という観点から平成18年度から緊急対策チームを創設するとともに、従来からの防災宿日直に加え、安全管理局による市本部での危機管理宿日直を実施しています。

また、平成18年8月から危機発生時には全局区を統括し、刻々と変化する状況への迅速・的確な意思決定に際し、市長を直接補佐する専任の危機管理監を任命しました。

### (1) 緊急対策チーム

大規模地震をはじめ、さまざまな危機に対する市民の不安感が高まるなか、危機発生時に全庁的な対応方針をこれまで以上に迅速・的確に決定することができるよう、平成18年10月に、危機事案ごとに緊急対策チームを設置し、危機発生時の市対策本部の初動体制を強化しました。

#### 【概要】

危機発生直後の限られた情報から被害状況を推定し、対処方針を立案できる専門的知識や経験を有する職員を、自然災害、都市災害など20の事態ごとに、チームの構成員及び代理者として選出しました。

危機発生又は招集連絡を受けてから60分以内に市本部に参集し、市長及び危機管理監を補佐します。震度5弱以上の地震発生時及び危機管理監が招集を決定したときに参集します。

### (2) 危機管理センターの設置

大規模地震をはじめ、あらゆる危機に対応するため、危機発生時から迅速・的確に緊急対策を決定できるよう、情報通信設備等を備えた本部運営室、本部会議室等を常設する危機管理センターを市庁舎5階に整備します。平成19年度は、設計業務のほか、建築工事、危機管理システム（仮称）構築に着手し、平成20年度末までに整備を完了する予定です。

### (3) 協力協定等

本市では、危機発生時に迅速・的確な緊急対策を

実施するとともに、早期の復旧・復興を図るため、平常時から防災関係機関や各種団体等（以下「協定団体等」という。）と「危機対処・防災応援に関する協力協定等」（以下「協力協定等」という。）を締結しており、締結数は170件を超えています。

なお、協定団体等とは、協働して各種訓練を実施しているほか、「協力協定等締結団体との業務確認検討会」を実施するなど、本市及び協定団体等の連携強化、危機発生時における協力協定等の実効性の検証などを図っています。

（平成19年3月 現在）

分野	協定数
物資等の確保	22
物資等の輸送	12
放送・広報・通信関連	24
応急防災措置	22
医療・救護・福祉	24
遺体の取扱い	5
災害情報等の提供	18
復興関連	7
国都県市との協定	35
その他	7
計	176

### (4) 災害ボランティア

阪神・淡路大震災以降、災害発生時に全国各地から多くのボランティアやボランティア団体が救援に駆けつけ、避難所での炊き出しや、物資の仕分け、清掃や片付けなど、様々なボランティア活動を展開するようになりました。

本市では災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進しています。災害時には、市及び区にボランティアセンターを設置し、ボランティア団体の活動を支援します。

平成19年1月「横浜市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」を横浜災害ボランティアネットワーク会議と締結しました。また鶴見、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、緑、戸塚、栄の9区で災害ボランティアネットワークが設立されています。

## (5) 危機対処・防災訓練

横浜市は、毎年9月1日の「防災の日」に防災関係機関、市民、企業、NPO等と協働した横浜市総合防災訓練（八都府市合同防災訓練）を実施しています。この訓練は、災害時における迅速・的確な初動活動と、相互の連携協力体制を強化するとともに、市民防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図ることを目的としています。

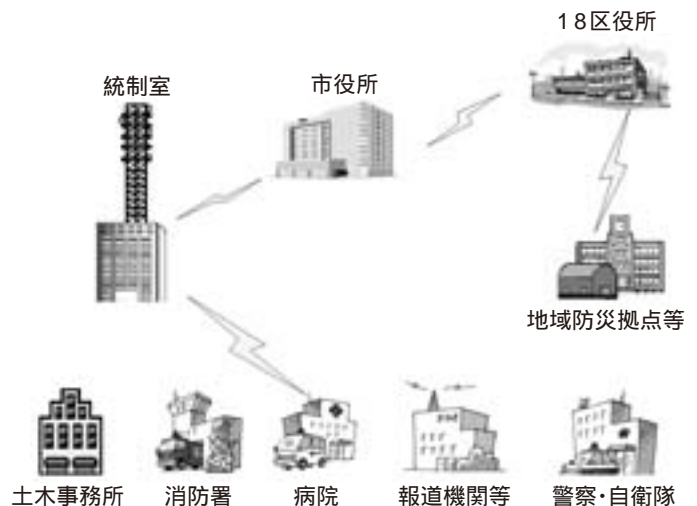
この他にも、職員の防災対応能力の向上のため、図上訓練や参集訓練等を実施するとともに、自衛隊や神奈川県などの防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加し、連携の強化を図っています。

また各区では、「防災週間（8月30日～9月5日）」や「防災とボランティア週間（1月15日～21日）」を中心とする期間に、地域・学校・行政で構成された「地域防災拠点運営委員会」が中心となって訓練が行われています。お近くの訓練情報は、各区役所総務課で確認することができます。ぜひ積極的にご参加いただき、いざという時に備えてください。



## (6) デジタル移動無線

区役所と地域防災拠点等（平成18年4月1日現在468箇所）の間の情報受伝達を確保するために携帯電話にかえて、より信頼性の高い通信手段としてのデジタル移動無線の整備を平成17年度から進めており、平成19年度末には整備を完了する予定です。



### 防災行政用無線システム

防災行政用無線は、平成14年度に再整備を完了した市庁舎、区役所間を結ぶ行政系幹線（多重系無線）、平成5年度に整備を完了した土木事務所や病院など防災関係機関を結ぶ行政用支線（MCA系無線）及び災害現場用の移動系無線で構成されています。

また、無線の統制局として、耐震性の高い「みなとみらい21地区」の横浜メディアタワーに「横浜市防災行政用無線統制室」を整備するとともに、ここを市災害対策本部支援施設に位置付けています。



防災行政用無線統制室

## (7) 防災情報システム

平成15年に更新を行ったシステムで、気象情報や雨量情報及び河川水位情報などの防災情報を収集し、市役所や区役所の防災関係部署で活用するとともに、発生した被害情報を収集・集計するシステムです。このシステムは、「気象情報システム」、「緊急通報システム」、「被害情報システム」の3つのサブシステムから構成されています。

## (8) 繁華街安心カメラ

繁華街安心カメラは、コンベンション都市横浜として、市民はもとより国内外からの来街者が安心して訪れることができるように、災害等の緊急事態への対処及び予防並びに犯罪の抑止に活用することを目的としたカメラシステムであり、市内都心部の主要繁華街5地区（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）に設置されています。



## (9) 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、平成18年4月から運用を開始したシステムで、大規模災害における被災者の安否確認の要望に迅速・効率的に対応するため、地域防災拠点等で収集した市民の安否情報をインターネットを利用して、パソコンや携帯電話から、市内外からも確認できるシステムです。安否情報の確認は次のURLにアクセスすることで行えます。

パソコンアドレス

<http://anpi.city.yokohama.jp/saigai/internet/safe/form.do>

携帯電話アドレス

<http://anpi.city.yokohama.jp/saigai/mobile/safe/exec.do>

## (10) 横浜市防災情報Eメール

横浜市防災情報Eメール配信サービスは、あらかじめパソコンや携帯電話から事前に登録いただいた方に、下記の種類のメールを送信するサービスを行っています。

### 河川水位

登録区内の水位計が警戒水位を超えましたらお知らせします。併せて、区内を流れる河川の上流域で警戒水位を超えた場合もお知らせします。

登録できる区は1つの区、2つの区、または全区域です。

### 地震

横浜市で地震があった場合に任意の震度設定に基づいた地震速報をお知らせします。

### 津波

横浜市に津波予報が出た場合に任意の設定に基づき津波速報をお知らせします。

### 気象警報・注意報

横浜市で、注意報・警報が発表された場合に任意の設定に基づきお知らせします。

### 緊急なお知らせ

災害時または災害の発生の恐れがある場合に、横浜市からのお知らせ（災害の状況、避難場所開設情報、避難勧告等）を配信します。

### 天気予報

横浜市の天気予報をメールの配信確認を兼ねて、任意の設定頻度に基づきお知らせします。

防災情報Eメールの登録は

パソコン版

<http://mizubousaiyokohama.jp/mousikomi.html>

携帯電話版

<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>



【地震震度情報】



【気象警報注意報】



【天気予報】



【河川水位情報】



# 震災対策

## 1 阪神・淡路大震災以降の取組み

横浜市では、災害対策基本法の制定に伴い、昭和38年度に地域防災計画を策定し、昭和48年度には地域防災計画を分冊し「地震対策編」を策定し、関東大震災級の地震が発生した場合を想定しての震災対策を確立しました。

その後、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として全庁的に震災対策を見直すため、市長を議長とした「横浜市地震対策強化推進会議」を設置し、課題に迅速に取組んできました。

この強化推進会議は、平成9年4月に「横浜市防災対策推進会議」に改称され、多岐に渡る災害対策や危機管理体制の強化について、現在も引き続き検討を行い、防災計画に反映しています。

平成16年4月「横浜市危機管理推進会議」に改称

平成10年2月には、「横浜市震災対策条例」が制定されました。これは、行政の責務だけを定めたものではなく、市民や事業者の責務にまで踏み込んで規定したものです。「自らの身は自ら守る、皆の町は皆で守る」という認識のもと、市民・事業者・行政の三者が一体となって「災害に強い横浜市」をつくり上げていこうという内容になっています。

震災対策を進めるにあたっては、

市民・企業・ボランティアの連携による「地域防災力の強化」

初動体制の確立などの「行政即応力の強化」

災害に強いまちづくりとしての「防災基盤の整備」を3本柱としています。

## 2 地域防災力の強化

- 災害に強い人づくりと災害に強い地域づくり -

### (1) 避難場所の指定と整備

本市では関東大震災を教訓に、地震に伴う大火災が多発し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るため、原則として、木造密集市街地から300m以上離れていることや、10万m<sup>2</sup>以上の空地であることなどを要件として、「広域避難場所」を指定（平成18年4月1日現在121箇所）しています。

また、阪神・淡路大震災以降は、身近な小・中学校を震災時避難場所として指定（平成18年4月1日現在454箇所）し、校庭や余裕教室を利用した防災備蓄庫を設置し、地域防災拠点としています。

ここでは、エンジンカッターなどの人命救助用資機材、乾パン、水缶詰などの食料や、炊飯器などの生活用品を備蓄しています。

これらの地域防災拠点には、

地域住民の相互協力による防災活動の促進

安全かつ秩序ある避難生活の維持

を目的として、地域・学校・行政で構成された「地域防災拠点運営委員会」が設置されています。

各拠点では、市民の災害対応能力の向上や、各防災関係機関との連携強化を図るために、毎年9月1日の「防災の日」や、1月17日の「防災とボランティアの日」を中心に、定期的に防災訓練を実施しています。

またこの他、町内会などが結成している自主防災組織（町の防災組織）の活動を奨励しています。

### (2) 地域医療救護拠点

地域医療救護拠点は、大規模地震等による災害時に限り、初期対応として必要な期間（原則として発災から3日間）、被災負傷者等の応急医療を行うため学校施設に臨時に開設するものです。平成7年度から平成17年度までに中学校区ごとに1箇所の割合で、市内に146箇所を整備し、応急医療に必要な医薬品等を備蓄しています。

### 横浜防災ライセンス事業

横浜市では、地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを修了した者に対して「横浜防災ライセンス」証を交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成し、地域防災力の向上を図っています。



### (3) 備蓄計画

本市では、災害時等における迅速・的確な救助活動が行えるよう、乾パンや水缶詰などの食料をはじめ、生活用品、救助用資機材などの備蓄を行っています。

食料備蓄の基本となっている乾パン、水缶詰は、関東大震災の再来といわれる南関東地震が発生した場合の、本市り災人口の2食分を確保しています。

これらの備蓄物品は、地域防災拠点、方面別備蓄庫や区役所などに分散備蓄しています。

このように、横浜市では、食料・飲料水などの確保を行っていますが、皆さんも3日分の食料・飲料水などを備えておくようにしてください。



### 地域防災拠点（震災時避難場所）の防災備蓄庫に備蓄されている品目及び数量

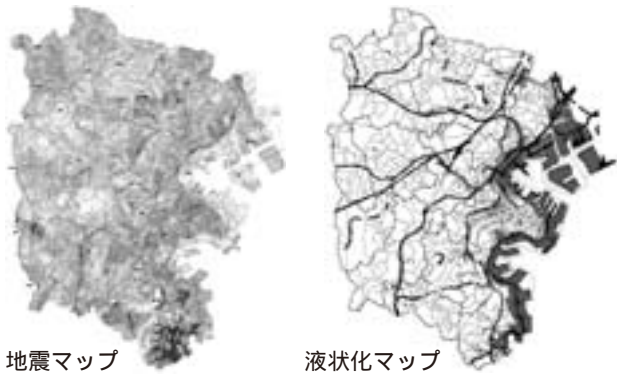
	品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
食料	乾パン	2,000食	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	おかゆ	440食
	水缶詰	3,000缶	クラッカー	1,000食	スープ	220食
生活用品	高齢者用紙おむつ	210枚	乳幼児用紙おむつ	1,350枚	生理用品	425個
	トイレトーパー	192巻	移動式炊飯器	1台	ガスかまどセット	1セット
	毛布・断熱シート	240枚	(拠点の小学校)		(拠点の中学校)	
救護用品	リヤカー	2台	グラウンドシート	10枚	ろ水機	1台
	テント型トイレ	2基	パック式トイレ	6セット	保温用シート	50枚
	給水用水槽	1個	松葉杖	5組		
救助用品	発電機	5台	投光器	5台	担架	10本
	ポール(応急担架用)	10本	つるはし	5本	大ハンマー	5本
	スコップ	5本	ロープ	5本	てこ棒	5本
	大バール	5本	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本
	のこぎり	5本	金属はしご	1本	ハンドマイク	2個
	エンジンカッター	2台	レスキュージャッキ	1台	掛矢	2個
	(革手袋・防塵メガネセット)					
	ヘルメット	10個				

毛布・断熱シートについては空きスペースがない場合は、方面別備蓄庫に備蓄します。

#### (4) 地震マップ等の作成

市内の地下構造調査、高密度強震計ネットワークによる観測結果の解析研究などの調査・研究成果を活かし、全国に先駆けて「地震マップ」を作成しました。これは、横浜市に影響を及ぼすと想定される地震による震度を50mメッシュごとに予想し、地図上に示したもので、建物の耐震対策や防災意識の向上を図るものです。(平成19年3月内容更新)

また、「地震マップ」の作成過程で得られた地表加速度等のデータに基づき、50mメッシュ毎の液状化のしやすさを表した「液状化マップ」を作成・公表しています。(平成15年2月)



#### (5) わいわい防災マップ

南関東地震や東海地震などが発生した場合に予想される様々な危険性やそれらの危険を回避するための情報を事前にお知らせすることで、防災意識の向上や、被害軽減の行動に役立つよう作成したものです。マップは、提供する情報の内容や使い方に応じて、

1. 区全体の危険性を表示した「災害危険マップ」
2. 地震発生時に安全に避難することを支援する「危険回避マップ」
3. まちを歩いて気づいたことや必要と思う情報を書き加え、地域独自の防災マップを作る「応急対策マップ」

の3種類を作成しました。このマップは、自分達のまちの特徴について話し合い、いざという時の各自の行動を考える際に活用し、災害に強い地域づくりに役立ててください。

<http://www.city.yokohama.jp/bousaimap/>



### 3 行政即応力の強化

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合東海地震の警戒宣言が発令された場合には、市長以下全職員が参集し、直ちに災害対策活動を実施することとなっています。

横浜市では緊急事態発生時に迅速かつ的確な判断と初動体制を確立するための資料とするため、科学的な調査・研究に基づき、各種の情報システム等を構築しています。

#### (1) 横浜市リアルタイム地震防災システム

次の3つのサブシステムからなるシステムで、災害時には、効率的で的確な初期活動方針の決定などに活用します。

##### 高密度強震計ネットワーク

市内150箇所に設置された地震計により、地震の全体像を把握します。

##### 地震被害推定・地理情報システム

木造家屋や液状化の被害を推定します。

##### 被害情報収集・集約システム

実際の道路被害状況を把握します。

なお、リアルタイム地震防災システムについては、現行の機器類の耐用年数を考慮すると改善する必要があるため、最適なシステムを運用するための検討を行っています。



高密度強震計ネットワーク

## 4 防災基盤の整備

横浜市では、防災基盤の整備として、ライフラインの防災化や、耐震強化岸壁の整備など、ハード面の整備を進めるとともに、防災協力農地の登録や「いえ・みち・まち改善事業」など、民の力も活用しながら、防災基盤の整備を推進しています。



項目	主な事業	成果・実績
災害時土地利用計画 (平成17年3月31日現在)	防災協力農地登録	280.4ha(登録目標290ha)
緊急輸送路等の確保	緊急輸送路の重要橋梁の補強・架け替え	301橋(全347)
	法面(道路がけ)の整備工事	26箇所(完了)
鉄道施設の整備	シーサイドライン橋脚補強等	149基(完了)
	地下鉄開削トンネル中柱の補強	145本(完了)
港湾施設の整備 (平成17年4月1日現在)	緊急物資輸送用としての耐震強化岸壁の整備	4バース(全5バース)
	国際物流機能維持としての耐震強化岸壁の強化	2バース(全6バース)
ライフラインの防災化	導水管布設替等の耐震補強等 (平成16年度末)	道志川系と相模湖系導水管延長103kmに対して97km整備済
	災害用地下給水タンク (循環式地下貯水槽)整備	134基設置完了
	災害応急用井戸の指定 (平成18年2月末現在)	3,604箇所(目標値なし)
公共建築物の耐震化 (平成17年4月1日現在)	事業計画に基づく設計・実施	335施設完了(全488施設)
木造住宅の耐震強化 (平成18年3月31日現在)	木造住宅耐震診断士派遣	17,303戸(約20万戸)
	木造住宅耐震改修促進事業 (助成制度)	1,046戸(申請) 640戸(完了)
マンションの耐震強化 (平成18年2月28日現在)	予備診断の実施	53,198戸
	本診断費用の助成	4,095戸(管理戸数)
密集住宅地の防災まちづくり 「いえ・みち・まち・改善事業」	密集住宅地の防災まちづくり	対象地区23地区(660ha) ・まちづくり協議会の設置4地区 ・まちづくり勉強会の設置5地区

(断り書きのないものは、平成18年12月1日現在)

## 5 その他の取組み

### (1) 災害時における帰宅困難者への支援

大規模地震が発生した場合には、鉄道機関の運行停止等によりターミナル駅や繁華街等に大量の人々が足止め状態となり、横浜市の被害想定では、市内全体で約44万人の帰宅困難者の発生が予測されています。

このため、帰宅困難者のための一時宿泊場所として、横浜国際平和会議場や横浜アリーナを指定するとともに、区長は、必要に応じて公共施設等を一時宿泊場所に指定し、飲料水や食料などの備蓄を進めています。

また、帰宅困難者対策については、行政区域を越えての対応が必要であることから、八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）が共同し、取り組んでいます。普及啓発用リーフレットの作成やホームページによる情報提供を行うほか、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、ガソリンスタンド及びコンビニエンスストア等と、水道水やトイレ、災害関連情報の提供を内容とする協定を締結しています。さらに、平成19年には、日本フードサービス協会加盟の外食産業4社と、従来の内容に加え、一時的な休憩の場の提供を含めた協定を締結しています。

徒歩帰宅者への支援を行う店舗には、共通のステッカーが標示されています。



神奈川県内のガソリンスタンドに掲出しているステッカー



コンビニエンスストア等に掲出しているステッカー

### (2) 東海地震対策について

東海地震は、前兆（地震の前の異常な現象）が検知できる可能性があると考えられている、東海沖を震源とする地震です。

横浜市は、「地震防災対策強化地域（東海地震に

関する対策を強化する地域）」外ですが、東海地震が発生すると、市域では「震度5弱」又は「震度5強」の揺れが起きると想定されているため、強化地域に準じた対応を行います。

東海地方では、常に地震のデータを観測しており、気象庁ではそこから得られた情報から危険度を決め、「東海地震に関する情報」を公表します。

なお、東海地震は、前兆現象が捉えられないまま突発的に発生する場合があります。

#### 東海地震に関する情報

すべての情報は、市の広報、テレビ・ラジオ等を通じて住民の方に伝えられます。

小	情報名	主な防災対策
危険度	東海地震観測情報  観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表されます。	横浜市では情報収集連絡体制がとられます。  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通りお過ごしください。
	東海地震注意情報  観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。	横浜市では、「東海地震警戒本部」を設置します。児童・生徒等の帰宅等の安全確保対策が行われます。自衛隊や消防機関等の派遣等の準備が行われます。  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や横浜市などからの呼び掛けや、横浜市防災計画に従って行動してください。
	東海地震予知情報（警戒宣言発令）  東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されます。	横浜市では「東海地震災害対策本部」を設置します。津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制などの対策が実施されます。  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び横浜市防災計画に従って行動してください。
大		

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

# 風水害対策

横浜市では、災害対策基本法に基づき、横浜市防災計画「風水害対策編」を策定し、伊勢湾台風級の台風が関東地方に上陸した場合を想定し、河川の改修や流域治水対策、下水道整備などの水害予防対策をはじめ、港湾・高潮対策やげけ崩れ対策等の「風水害に強い都市づくり」等を推進しています。

また、近年の台風や集中豪雨などにより、高齢者等の災害時要援護者の方々が多く被災したことや地下施設への浸水被害等を受け、平成 17 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法（ 1 ）等が改正されたことから、平成 18 年度に風水害対策編を修正し、浸水想定区域（ 2 ）及び土砂災害警戒区域（ 3 ）における警戒避難体制の充実を図っています。

- （ 1 ）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （ 2 ）河川整備の計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域のことで。
- （ 3 ）土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域のことで。

## （ 1 ）洪水ハザードマップ

水防法に基づき、国や県は、100 年から 150 年に 1 回の大雨で洪水が予想される河川の浸水想定区域を指定します。

市ではこれらの指定にともない、市民の皆様へ洪水対策に関する情報を伝えるため、洪水ハザードマップを作成します。マップには、浸水の予想範囲や深さ、避難場所の位置、警報や避難に関する情報の受・伝達方法等が記載されています。

なお、これまで平成 15 年度に鶴見川、平成 18 年度に帷子川・柏尾川・境川の洪水ハザードマップを作成しています。



### 【今後の作成予定】

平成 19 年度 大岡川流域

平成 20 年度 鶴見川流域

（平成 17 年の水防法改正に伴う改訂版）

平成 21 年度 宮川・侍従川流域

## （ 2 ）水防災情報システム

横浜市では、台風や大雨の際の防災活動や避難等緊急時に活用していただけるよう、市内の中小河川に新たに水位計を設置するなど情報提供システムの整備を進めてきました。平成 18 年 6 月より、国や県の情報と合わせて、市内 24 河川、53 箇所によりきめ細かな水位情報等を市ホームページで提供するとともに、携帯電話等への電子メール配信サービスも開始しました。

## 横浜市中で発生した主な風水害

被害発生年月日	災害種目	死者 (人)	住宅被害(棟)			
			全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
S24.8.31 ~ 9.2	キティ台風および豪雨	9	102	112	899	4,791
S33.9.25 ~ 26	台風 22 号	61	403	595	10,010	14,026
S36.6.28 ~ 29	集中豪雨	22	87	110	6,332	13,624
S41.6.28	台風 4 号	32	110	140	9,835	35,922
S57.9.10 ~ 12	台風 18 号	1	25	28	1,966	5,797
H6.8.21	大雨	0	0	0	154	285
H16.10.8 ~ 10	台風 22 号	0	2	5	542	465
H16.10.20 ~ 21	台風 23 号	0	0	0	21	80

また、河川の画像情報（静止画）についてもホームページ並びに携帯電話からでも確認できるようになりました。

横浜市安全管理局危機管理室トップページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/anzaen/kikikanri>

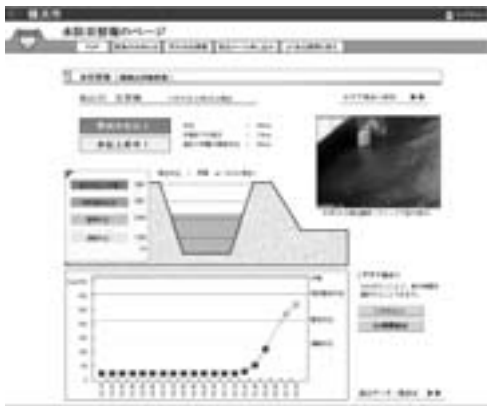
横浜市水防災情報トップページ

<http://mizubousaiyokohama.jp>

登録はパソコンまたは携帯電話から行うことができます。なお、登録及び配信する情報は無料ですが、通信料は各自の負担となります。

パソコンからは<http://mizubousaiyokohama.jp>

携帯電話は<http://www.bousai-mail.jp/yokohama>



#### 西区河川水位情報システム

平成16年の台風22号による横浜駅西口周辺における浸水被害を踏まえ、水位情報を周辺地域に迅速に伝達することを目的に整備しました。横浜駅付近（帷子川下流域）の2箇所で観測した水位を西区のホームページに掲載しています。また、警戒や避難等が必要な水位に達したときに、川沿いのスピーカー（5か所）から放送をするとともに、登録者にEメールを配信

します。詳しくは西区ホームページの「水位情報」からご覧になれます。

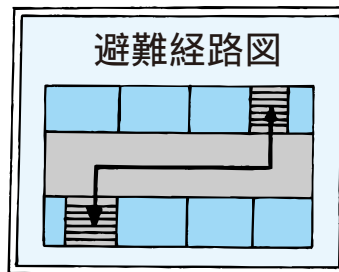


### （3）浸水想定区域及び土砂災害警戒における警戒避難体制の充実

#### 地下街等の浸水対策

水防法第15条及び横浜市防災計画に基づき、浸水想定区域内の不特定多数の人が利用する地下街等の施設に対しては、浸水被害が発生した場合に、その施設の利用者や従業員等が安全に避難できるよう、それぞれの施設に対し、発災時の避難誘導や日ごろの訓練などについて定める「避難確保計画」の作成を義務づけています。

また、それらの施設に対し、区役所から、河川の洪水予報や気象情報などを伝達します。



#### 要援護者施設の浸水対策等

高齢者、障害者及び乳幼児等が利用する要援護者施設に対しては、早い段階での避難を実施するために、区役所から、河川の洪水予報や気象情報等を伝達します。

また、在宅要援護者の災害時の避難を支援するため、要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定を推進します。

#### 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成

浸水想定区域や土砂災害警戒区域が指定された場合には、浸水や土砂災害が想定される区域、避難所の位置、避難に必要な情報等を記載した「洪水ハザードマップ」または、「土砂災害ハザードマップ」を作成していきます。

# 都市災害対策 及び石油 コンビナート 等対策

## (1) 都市災害対策

人口が過密な大都市において、大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害の発生は、被災者及び被災地域、さらに市民生活のみならず、社会の多方面に深刻な影響を与えるものが少なくありません。

そこで、横浜市では、大規模な被害を伴うおそれのある都市的な特殊災害に対処するため、横浜市防災計画「都市災害対策編」を策定しています。

この計画では、地下鉄サリン事件（平成7年3月）、ダイヤモンドグレース号油流出事故（平成9年7月）、JCO核燃料加工施設臨界事故（平成11年9月）など、本市や他都市で発生した災害を教訓に追加、修正するなど、対策の充実強化を図っています。

### 想定災害の種別

- 大規模火災
- 危険物等災害
- 海上災害
- 鉄道災害
- 道路災害
- 航空災害
- 放射性物質災害
- 不発弾等処理
- ライフライン等災害

## (2) 石油コンビナート等対策

市内では、京浜臨海地区と根岸臨海地区の2地区が、石油コンビナート等災害防止法に基づき特別防災区域に指定されています。この地区には石油や高圧ガス等の危険物を取り扱う特定事業所が多数存在し、約800基の屋外貯蔵タンク等が設置されています。

神奈川県は、特別防災区域における火災や石油等の漏洩事故、地震等の災害に備えて、石油コンビナート等防災計画を作成し、横浜市や川崎市、特定事業所等と一体となって防災対策を推進しています。

本市は、神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づき、特定事業所に対する監督、指導を徹底するとともに、消防力の整備充実に努めています。さらに、災害時の医療救護や避難、受け入れ等、応急対策の充実強化を図っています。



(写真：根岸臨海地区)

# 横浜市 国民保護 計画

日本を取り巻く安全保障環境は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織など、新たな脅威への対応が必要な状況となっています。この状況を受けて、平成16年に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が成立しました。横浜市国民保護計画は、この法律に基づいて、国・県、公共機関の職員や市消防団長会会長、市町内会連合会会長などから構成される「市国民保護協議会」での審議や、市民の皆さんからの意見を踏まえて策定されたものです。

この計画では、外国からの武力攻撃や大規模テロなどの事態が起こった場合、迅速かつ的確に、皆さんの生命や身体、財産を保護するために、実施体制や避難・救援に関する事項などを定めています。

外国からの武力攻撃や大規模テロなどの事態とは？

武力攻撃事態（着上陸侵攻／ゲリラ・特殊部隊による攻撃／弾道ミサイル攻撃／航空攻撃）と、緊急対処事態（石油コンビナートなどへの攻撃／大規模集客施設やターミナル駅などへの攻撃／爆破による放射性物質の拡散など／航空機などによる自爆テロ）を想定しています。これらの事態が起こると、国は警報を発令します。市は、県からの避難指示を受け、皆さんに避難を呼びかけ、誘導などを行います。



特殊標章



赤十字標章

特殊標章、赤十字標章とは国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用します。

# 横浜市 緊急事態等 対処計画

横浜市では、横浜市危機管理指針に基づきテロ、感染症など、災害や武力攻撃事態等以外の危機に迅速かつ的確に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、平成16年7月に「横浜市緊急事態等対処計画」を策定しました。

この計画では、テロや学校への不審者侵入、新型インフルエンザなど事件等の緊急事態を具体的に想定し、あらかじめ対処方法を確立しています。

## 想定する事件等の 緊急事態の種別

- テロ事件対策(大規模なテロは横浜市国民保護計画による)
- 教育施設における事件対策(学校への不審者進入など)
- 公共交通機関における事件対策(バスジャックなど)
- 感染症対策(SARS、新型インフルエンザなど)
- 家畜伝染病対策(高病原性鳥インフルエンザなど)
- 食中毒対策(食中毒など)
- 毒物・劇物などによる健康被害対策(飲料水、毒物・劇物、医薬品など)
- 危険動物・有害昆虫などの対策(危険動物の逸走、有害昆虫の発生など)
- 環境汚染対策(大気汚染、土壌汚染、水質汚染など)
- その他の対策(大規模広域断水、大規模広域停電など)



横浜市緊急事態等対処計画は、横浜市ホームページ（防災情報）において、公開しています。

<http://www.city.yokohama.jp/me/anzen/kikikanri/taisyokeikaku2005/taisyokeikaku.html>

# 災害など 危機に 備える

危機はいつやってくるかわかりません。災害などの危機に備えて、私たちは何をしておくべきでしょうか。

## 1 家庭内の備蓄

過去の大規模災害等では、食料・水のほかにメガネや常備薬などがなくて、困った人が多くいました。様々な危機に備えて、食料や飲料水を家庭内で3日分備蓄するとともに、非常持出品リストを参考にいざというとき、すぐ使えるよう用意しておきましょう。

### 飲料水を用意

保存量は最低1人1日3リットル  
保存はポリタンクが便利。こまめに水を取り替える。  
飲料水として「水缶」や「はまっ子どうし」を販売しています。

### ご注文・お問合せ

水道局お客さまサービスセンター TEL045-847-6262

・水缶 350ml 1ケース24本入り 1,200円



保存期間 製造日から5年

・ペットボトル水はまっ子どうし

500ml 1ケース24本入り  
2,400円

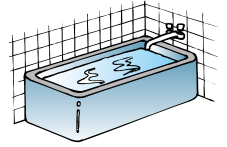
2L 1ケース6本入り  
1,200円

保存期間 製造日から2年



### 生活用水と消火用水を用意

普段から浴槽、やかんやペットボトルなどに汲みおきしておく、トイレなどいざというときに役立ちます。



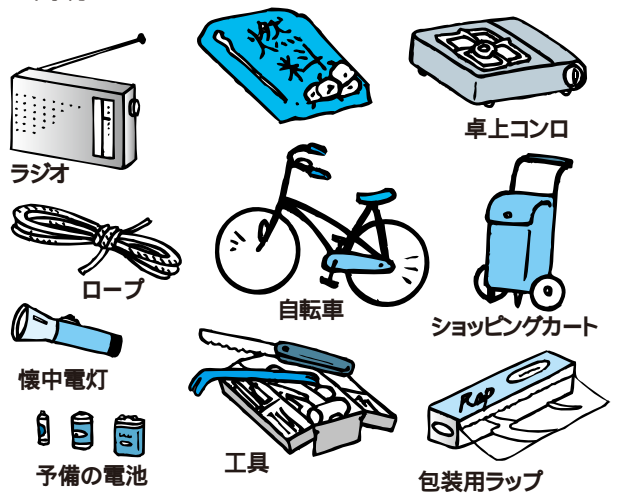
### 食料

米、もちなど主食を用意。  
副食として、缶詰、レトルト食品などを用意し、お年寄りや病人、乳幼児のための食品も用意しましょう。



### その他

燃料 卓上コンロ  
携帯ラジオ 予備の電池  
懐中電灯、ろうそく  
工具、のこぎり、パール、ロープなど  
自転車やショッピングカートもあると便利  
簡易トイレ



いざという時には正確な情報に基づいて行動することが大切ね。

家に備えておくものや非常持出品のチェックは私たちにまかせてね。

私もつたう。

今度みんなで訓練に参加しようよ！

いざという時の連絡先や集合場所を決めておこう。

## 非常持出品リスト

### リュックサック

#### 食料関係

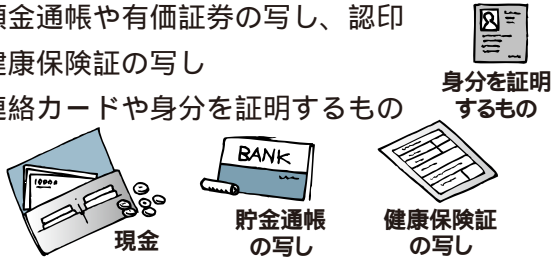
水缶  
乾パンやクラッカー、レトルト食品や缶詰  
粉ミルクとほ乳びん  
ナイフ、缶きり  
鍋や水筒

#### 救急・安全

救急医薬品  
常備薬の予備  
予備のメガネ  
防災ずきんや帽子  
底の厚い靴（枕元に準備）  
ホイッスル

#### 貴重品

現金（小銭も必要）  
預金通帳や有価証券の写し、認印  
健康保険証の写し  
連絡カードや身分を証明するもの



#### 衣類等

下着  
雨具  
タオル

#### 日用品

携帯ラジオ  
懐中電灯、予備の電池  
軍手、ロープ  
マッチやライター  
使い捨てカイロ  
生理用品  
紙オムツ  
ティッシュ・ウェットティッシュ  
包装用ラップ  
筆記用具  
厚手のゴミ袋



## 2 家庭の危機管理対策

日ごろから様々な危機に備え、危機管理に関する知識や技術の習得に努めたり、自ら建築物等の安全性向上、必需品の備蓄、連絡方法などについて家族で話し合っておきましょう。

## 3 正確な情報の入手と冷静な行動

テレビやラジオで正しい情報を聴き、その指示に従い、流言や風評にも惑わされずに落ち着いて行動しましょう。

## 4 災害等に対する備え

### (1) 一般的な備え

周囲に注意を払う

不審な荷物等を見つけたら施設管理者や警察に通報する

不審・不安を感じた場合は、その場から離れる。建物等の非常口を確認しておく。

非常事態に備えて必要な物品を準備し、応急処置の方法を習っておく。

消火器や消火栓の場所や使い方を覚えておく。

### (2) 地震に備えて

<家の中では>

#### 家具の転倒防止

家具は壁に密着させて固定する。

転倒防止器具は大きさにあったしっかりしたものを取り付ける。

積重ね家具は、つなぎ目をしっかり留めておく  
寝る場所やこども・お年寄りがいる場所には、できるだけ家具などを置かないようにする。

#### 落下物の整理点検

重い物は高いところに置かない。

照明器具、エアコン、絵画、額縁などは落下防止策をする。

観音開き戸に留め金をつける。

棚には、物が飛び出さないように、滑り止めなどをつける。

食器棚などのガラス戸にはガラス飛散防止フィルムを貼る。

**安全、迅速な避難のために**

廊下や玄関は、物を置かず、広く開けておく。

**<家の周りでは>**

瓦、外壁タイルなどの点検、補修をする。  
プロパンガスのボンベなどは、倒れないように補強し、周囲には、物を置かない。  
ブロック塀は、基礎が無いなど危険なものは、安全対策をしたり、フェンスや生垣に変える。

**危険ブロック等改善助成制度**

地震時に倒壊する可能性のある個人宅の道路に面した危険なブロック塀等を除却する際に助成を受けられる制度があります。

**<問合せ先>** まちづくり調整局建築企画課  
TEL 671-2930

がけや宅地擁壁を点検し、必要に応じて改修工事を実施する。

**がけ地防災対策工事助成金制度**

擁壁の築造等、防災工事を行う個人の方に、工事資金の一部を助成する制度があります。

**<問合せ先>** まちづくり調整局宅地企画課  
TEL 671-2948

**<私の家は大丈夫？>**

阪神・淡路大震災では、木造家屋の被害が多く見られました。あなたの家の耐震性をチェックして、必要に応じて補強しておきましょう。

**木造住宅耐震診断士派遣事業**

この制度は、昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した木造個人住宅の「耐震診断」を横浜市が無料で行うものです。(ほか諸条件あり)

**<問合せ先>** まちづくり調整局建築企画課  
TEL 671-2943

**木造住宅耐震改修促進事業**

横浜市の耐震診断の結果、「やや危険です」または「倒壊の危険あり」と判定された住宅が耐震改修を行う際に、工事費用の一部を補助する制度です。

**<問合せ先>** まちづくり調整局建築企画課  
TEL 671-2943

**横浜市住宅リフォーム等支援事業**

横浜市の耐震診断の結果、「やや危険です」または「倒壊の危険あり」と判定された住宅が住宅金融支援機構の「リフォーム融資(耐震改修工事)」等の融資を受けて、耐震改修工事や建替えを行う際に、利子補給を行う制度です。

**<問合せ先>** まちづくり調整局住宅計画課  
TEL 671-2922

**マンション耐震診断支援事業****予備診断**

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された分譲マンションを対象に、無料で予備診断(図面確認や現地調査などにより、本診断の必要性の判定・概算費用を提示)を実施します。

**本診断**

予備診断の結果により、本診断が必要であると判定されたマンションについて精密診断を行い、併せて耐震改修の方法、改修費用の概算などを提示します。

マンションの管理組合が診断業者に委託して実施した診断について、その費用の一部を横浜市が補助します。(診断費用の1/2、ただし一住戸当たり3万円を限度)

**対象となるマンション**

(次の条件すべてを満たすものとします)

**(ア)建物**

区分所有法が適用される分譲マンション

**(イ)建築時期**

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工したものの

**(ウ)図面**

建築図面(平面図、構造図)を備えているもの

建築図面がない場合は、ご相談ください。

**<問合せ先>** まちづくり調整局建築企画課  
TEL 671-2943

## マンション耐震改修促進事業

### 概要

横浜市の「マンション耐震診断支援事業」の助成を受け、本診断（精密診断）を行った結果、耐震改修が必要と判定されたマンションで、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」の認定を受け耐震改修工事を行うマンション管理組合に対し、耐震設計費及び工事費用の一部を助成します。

### 助成内容

国土交通省の「住宅・建築物耐震改修等事業」制度等を採用し、耐震設計費の3分の2、耐震改修工事費の3分の1を助成します。耐震設計費に対する補助については、区分所有者が10名以上の場合に限りです。耐震改修工事費の補助対象限度額は、80,000円/m<sup>2</sup>（免震工法の場合100,000円/m<sup>2</sup>）に建築物の延べ面積を乗じて得た額となります。

### 【助成対象となる建築物】について

ア	「耐震改修促進法」に基づき、計画の認定を受けて耐震改修工事を行うもの。	
イ	施工区域	横浜市内のDID区域内等
ウ	地区面積	概ね500m <sup>2</sup> 以上（敷地に接する道路の中心線以内の面積）
エ	建物階数	地上3階以上
オ	構造等	耐火建築物又は準耐火建築物
カ	延べ面積	1,000m <sup>2</sup> 以上で、倒壊した場合、周辺の市街地に及ぼす影響が大きいもの

国の制度改正により助成内容が変更となる場合があります。

<問合せ先> まちづくり調整局建築企画課

TEL 671-2943

## (3) ビル・建物が破壊等された場合の対応

ビル等からすぐに避難する。物が落下する状況では、テーブル等の下に身を隠し、落ち着いてから避難する。

濡れたハンカチやタオルで鼻と口を覆う。

瓦礫に挟まれたときは、むやみに動いたり埃を撒き散らさず、口をハンカチ等で覆う。

マッチ等で火をつけない。

壁等を叩いたり、ホイッスル等で周りに存在を知らせる。

## (4) 生物・化学テロや原子力災害への対応

屋内では、ドアや窓を閉め、すべての通気口をふさぐなど部屋をできるだけ密閉する。

屋外から帰ってきたら、顔や手を洗う。

屋外では、汚染地域の風上に位置することとし、速やかに避難場所を見つける。

体に変調が生じたときは、すぐに医師の診療を受ける。

医師の診療が困難な場合は、自ら汚染除去を行う。その後、周囲の人の汚染除去を助ける。目、鼻、口に触れないよう衣服を脱ぎ、（又は裂き）目、顔や髪などを優しく洗う。

（米国連邦非常事態庁緊急事態マニュアルを参考に記載）

## (5) 新型インフルエンザ等の感染予防対策

外出後は手をよく洗い、うがいをする。

マスクをする。

人混みや繁華街への外出を控える。

十分に栄養をとり、体力や抵抗力を高める。

ホームページ等で最新状況を確認する。

<問合せ先> 健康福祉局健康安全課

TEL 671-2463



# わたしたち のまちを 守ろう

地域での助け合いが大切です。

阪神・淡路大震災では、地域ぐるみの消火活動や炊出しなど地域での助け合いの大切さがあらためて分かりました。

みんなで協力して、自分たちの町は自分たちで守りましょう。

## (1) となり近所の助け合い

いざというとき、助けあうことができるよう日ごろからの付き合いを大切にしましょう。

障害や高齢により、災害発生時に避難行動など臨機応変に対応することが難しい人たちの身の安全を守るために、地域で協力できる体制をつくっておきましょう。

近隣の社会福祉施設に対する災害時の協力体制などを日ごろから地域で話し合ひましょう。

## (2) 日ごろの活動

防災意識を高める

防災についての知識を身につけるため、印刷物の作成・配布、防災訓練や講演会を行いましょう。

町の安全点検

地域の中の危険物、危険箇所などを調べ、対策を考えましょう。

備蓄物資・資機材の整備点検

自治会・町内会等で保有する食料や飲料水の購入・管理や、いつでも使用できるように、救出・救護、避難誘導等の防災資機材の整備・点検をしましょう。



防災訓練の実施

応急救護訓練、初期消火など、いざというときに役立つ訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術を習得しましょう。



## (3) いざというときは

出火防止・消火

まず各家庭で火の始末をします。火災が発生したら、となり近所で協力して初期消火に努めます。

救援・救護

倒れてきた家や家具の下敷きになった人を救出したり、けがをした人など救護を必要とする人たちの救護活動を行います。

#### (4) 町の防災組織活動奨励

横浜市では、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、自治会・町内会等を単位に、町の防災組織づくりを促進し、災害に備え、日頃からの活動を支援します。

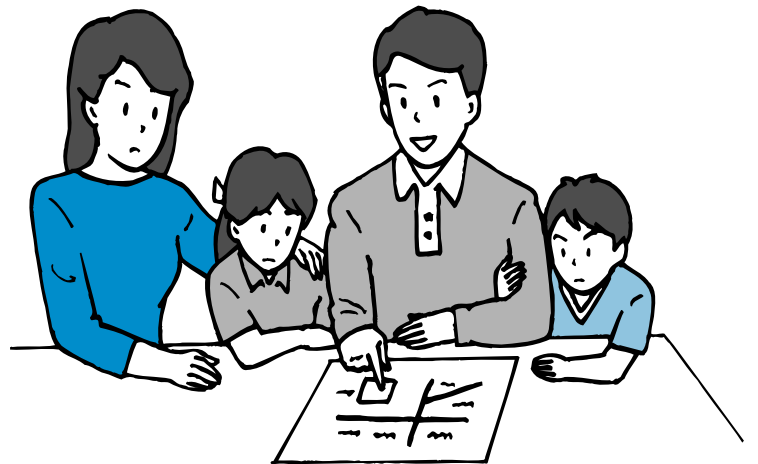
また、区役所や消防署は「町の防災組織」の育成強化を進めます。

「町の防災組織」は災害時に被害の防止・軽減に役立つほか、一人ひとりが「みずからの身は、みずからで守る。」との認識を持ち、地域の助け合いが図られます。そのため、本活動費は「町の防災組織」が平時から行う自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動支援事業により、その活動経費を補助し、地域防災力の向上を図っています。



##### 町の防災組織の定める活動計画

1. 防災組織の編成及び任務分担に関する事
2. 防災知識の普及に関する事
3. 防災訓練の実施に関する事
4. 情報の収集及び伝達に関する事
5. 出火の防止及び初期消火に関する事
6. 救出救護に関する事
7. 避難誘導に関する事
8. 給食給水に関する事



##### 町の防災組織活動支援事業の交付対象項目

1. 防災資機材の購入・設置（購入に際し援助する主な防災資機材）消火器、乾パン等非常食、メガホン、避難誘導旗、ライト、ロープ、ポリタンク、テント、三角巾、ヘルメット、担架、医療品セット
2. 防災訓練の実施
3. 防災のための映画会・講演会の開催
4. 組織運営のための会合
5. 防災のためのチラシ等の印刷
6. その他、防災活動の一環として実施する事業



##### 町の防災組織活動支援事業の交付金額

自治会・町内会等を単位として1世帯あたり160円の活動費補助金を交付します。

# 地震が起きたら どうするの？

地震が起きたときには、自分の身は自分で守るのが基本です。ふだんからどのような行動を取ったらよいか考えておきましょう。

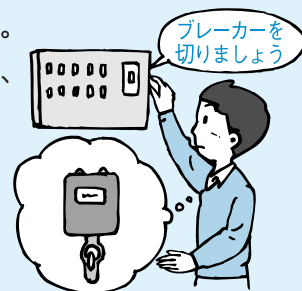
## 避難は徒歩で

持ち物は最小限にまとめて  
非常持出品は、日ごろから準備・点検しましょう。



家を出るときに忘れずに

ガスの元栓を閉める。  
再通電火災を防ぐため、  
電気のブレーカーを  
OFFにする。  
窓やドアを閉め、  
戸締りをする。



## 地震から身を守る

### すぐ行動

まずは自分の身を守る

頭を守る

落下物に注意し、座ぶとん  
など身近なもので頭を  
おおきましょう。



テーブルの下にもぐる

丈夫なテーブルの下にすばやくもぐり、  
テーブルの足をしっかりつかんで  
おきましょう。

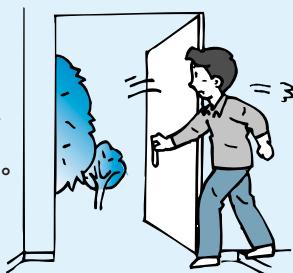


### おさまったら

被害を最小限におさめるための行動

出口の確保

地震の揺れで建物が  
ゆがみ、ドアや窓が開か  
なくなることがあります。  
ドアなどを開けて脱出口  
を確保しましょう。



あわてて外へ飛び出さない

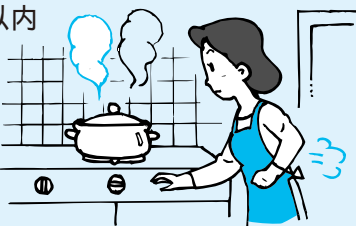
あわてて外に飛び出すと、  
ガラスなどが落ちてきて、  
かえって危険です。



すばやく火の始末

大きな揺れは1分以内  
におさまります。

地震で怖いのは火の  
不始末による火事。  
火の始末が大切です。



正確な情報を入手する

ラジオやテレビで正確な情報を入手する。  
デマに惑わされる  
ことなく、正確な  
情報をつかみま  
しょう。



となり近所に声かけあって

となり近所に声をかけあい、子どもやお年寄り、障害のある方などの手助けをしましょう。



車は使わず歩いて避難

自動車を使うのは、交通混乱の原因となるのでやめましょう。



せまい路地、がけ下、川べりはさける

せまい路地や塀ぎわは、ブロック塀などが倒れてくるおそれがあります。また、がけや川べりは地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、近寄らないようにしましょう。



## 街中や外出中に地震にあったら？

落下物に注意する

窓ガラスの破片や看板などが落ちてくるおそれがあります。かばんなどで頭を守り、近くの安全なビルなどに逃げ込みましょう。



エレベーターは使わない

地震発生後、エレベーターを使うのは絶対に避け、階段を使いましょう。



職員の誘導に従う

人の集まる場所では、警察、消防、交通機関などの職員の指示に従って冷静に行動しましょう。



正確な情報をつかむ

デパートや地下街、電車やバスの中では係員の指示や館内（車内）放送に耳を傾けましょう。携帯用ラジオを持っていると便利です。



職場・学校に帰宅グッズを備える

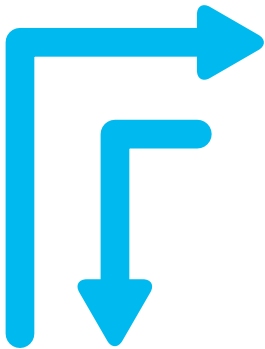
交通機関が止まってしまい、徒歩で帰宅する場合を考えて、スニーカー・携帯ラジオ・地図などを準備しておきましょう。



# どこに避難するの？

## 家にとどまる

自宅建物が火災や倒壊の危険がないときは、あえて避難の必要はありません。  
(状況に応じてください)



自宅に戻れない時は

大火災が発生したら

## まずは近所の空き地・公園へ

大地震が発生したら、指定された小中学校に限らず、近くの学校、公園、広場など安全な場所に避難

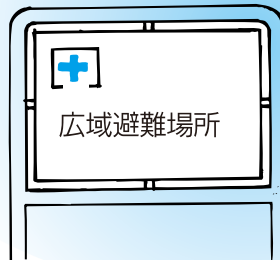
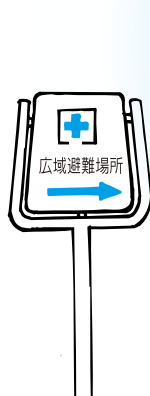


## 広域避難場所

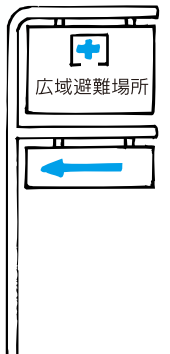
地震による火災が多発し延焼拡大した場合、熱や煙から生命・身体を守るため一時的に避難



大火災が発生したら



広域避難場所へ向かう道や入口の周りには、わかりやすいよう看板や標識を設置しています。



## 震災時避難場所

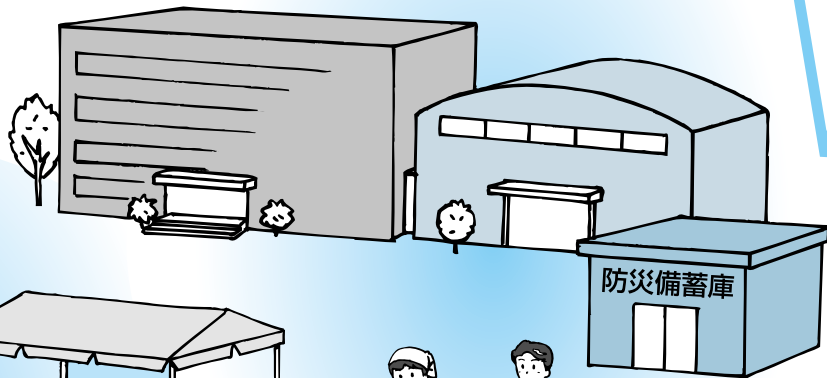
家屋の倒壊などにより自宅に戻れない市民が避難生活を送る場（地域防災拠点）＝市立の小中学校（454か所）

### 地域の力で避難場所運営

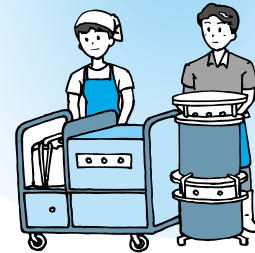
震災発生時に、地域住民の相互協力による防災活動や避難生活の維持等が行えるよう、震災時避難場所ごとに、地域・学校・行政からなる地域防災拠点運営委員会が設置されています。



備蓄庫があります。横浜市では、乾パンや、水缶詰などの食料をはじめ、トイレットペーパーなどの生活用品や仮設トイレ、エンジンカッターなどの救助用資機材などを分散して備蓄しています。



生活・安否確認情報



炊飯器・ガスかまど

### 水の確保

#### 災害用地下給水タンク

通常配水管の一部として新鮮な水道水が流れている地下式の貯水槽を整備しています。

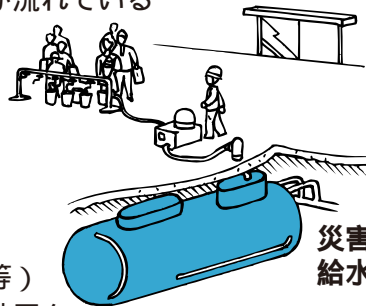
#### 緊急給水栓

地震に強い水道管路に設置された消火栓に臨時の給水装置を取り付けて給水する施設です。

#### 災害応急用井戸協力の家

災害時に地域の方々へ洗浄水（洗濯用等）などの生活用水として提供いただける井戸を

災害応急用井戸として指定しています。ご協力いただいている井戸には「災害応急用井戸協力の家」のプレートを掲げています。



災害用地下給水タンク



災害応急用井戸協力の家

### けがをしたときは

被災負傷等の応急医療を行う地域医療救護拠点を、学校施設に設置します。市内に146か所を整備し、応急医療に必要な医薬品等を備蓄しています。

# 風水害に備える

台風や大雨に備えて、油断せず、日ごろから家や周囲の点検をして、必要な箇所の修理、補強をしておきましょう。

## いつも備えておくことは？

雨どいや側溝の落ち葉やごみ、土砂などを掃除し、流れを良くしておく。



瓦のずれ、割れ、ひび、トタン屋根のめくれ、ゆるみなどを点検・補修しておく。

家の周囲はいつも整理整頓しておく。

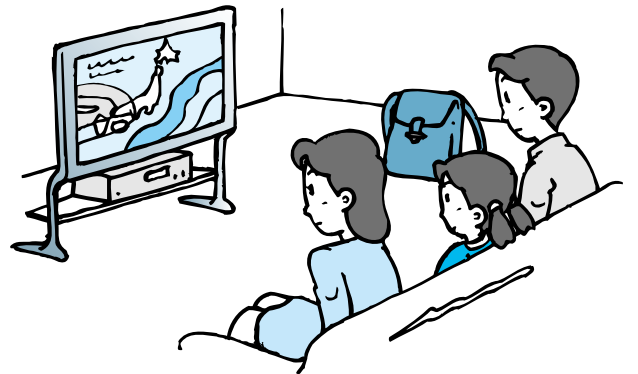
停電に備えて、懐中電灯、ろうそく、携帯ラジオなどを用意しておく。

(予備の電池を忘れずに！)

避難場所などを家族で確認しておきましょう。家のまわりの地形などにも気を配っておきましょう。がけ崩れなどの思わぬ災害に巻き込まれることを防止できます。

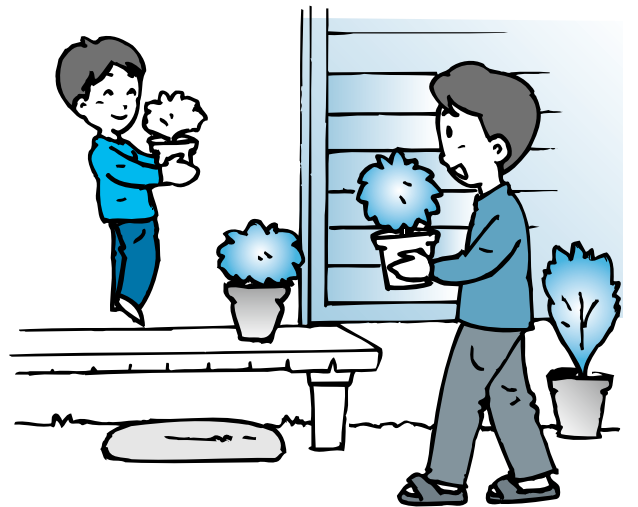
## いざというときには？

ラジオ・テレビで気象状況の把握をする。



窓ガラスは、強風による飛来物などに備えて、外側から板でふさぐなど早めに補強しておきましょう。

ベランダの物干ざおや家の回りの植木など飛ばされやすいものを片付ける。



浸水のおそれがある場合には、家財道具などを2階や高いところへ移動する。

むやみに外出しない。

がけ地付近はがけ崩れに十分に注意する。

危険を感じたら早めに避難しましょう。

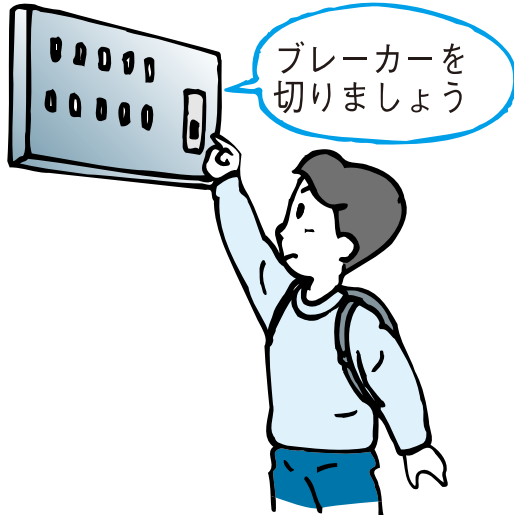
非常持出品を用意するなど、避難の準備をする。

## 避難するときは？

服装は活動しやすく、保温性があり、防水効果のあるものにしましょう。

火の始末、戸締りを確実にする。

ブレーカーを切る。



となり近所へ声をかけ、お年寄りや子供、病気の人などの避難に協力をしましょう。



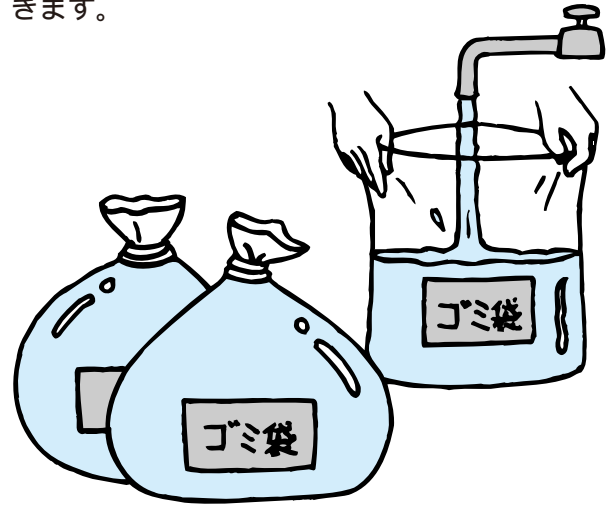
## 身近な浸水対策

急な浸水に対応するため、身近にある物を利用した簡易水防工法をご紹介します。

### <水のう>

土のうの代用品として、家庭用ゴミ袋に水を入れて口を縛ります。ゴミ袋の枚数を重ねると強度が増しますが、空気が入っていると浮かんでしまうので、注意が必要です。

また、この他に、プランター、ダンボール、ビールケース、雑誌類などを重石として利用できます。



### <簡易防水板>

防水板の代用品として事務用テーブルや畳、事務用ロッカーなどを利用できます。設置する際は、土のうや重い物で板を固定します。また、畳などの隙間から水が入るものは、ビニールシートで包んでください。

### <換気口などの防水>

換気口には、タオルを入れたビニール袋を、ぎゅうぎゅうに詰めます。換気口のふたはゴムテープなどでしっかりと止めましょう。

# 知って おこよう!

## 勇気をもって応急対応

大きな災害などの場合は、けが人などが多数発生することが予想され、救急車がすぐに来るとは限りません。その場に居合わせた「あなた」の迅速な救命手当が、尊い命を救います。

まず、症状をよく確かめてから、勇気をもって実施しましょう。ここでは成人の心肺蘇生法等を紹介します。

### 反応はありますか？

呼びかけて、反応をみる。

反応がなかったら 助けを呼ぶ(119番通報とAEDの手配)。その後、気道の確保

空気が鼻や口から肺に達するまでの通路を開く。

片手を額に当て、もう一方の手の人差指と中指の2本をあご先にあて、頭を後ろに傾けると同時に、あご先を持ち上げる。



### 正常な呼吸をしていますか？

気道を確保した状態で、自分の頬を傷病者の口・鼻に近づけ、呼吸の音や吐く息を感じるとともに胸のあがりを見る。

正常な呼吸がなかったら 人工呼吸

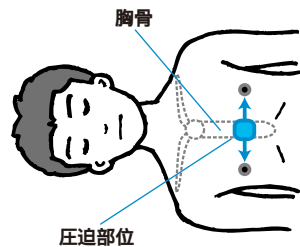
気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差指で鼻をつまむ。

大きく口を開けて、相手の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込む。更に、いったん口を離し、同じ要領でもう1度吹き込む。



人工呼吸が終わった後、もしくは人工呼吸省略後 直ちに胸骨圧迫

胸骨圧迫は圧迫する位置と手の置き方がポイント。



圧迫する位置(乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中)を確認する。

その位置に手を置き、もう一方の手を重ねる。

ひじを曲げずに垂直に体重をかける。

成人では垂直に4cm~5cm

胸骨を押し下げる。

胸骨圧迫は毎分約100回の速いテンポで30回垂直に、強く・速く・絶え間なく圧迫する。



この部分で圧迫する



毎回、胸が元の高さに戻るまで圧迫を緩める。30回の胸骨圧迫が終わった後、2回の人工呼吸を行う。

この30回の胸骨圧迫と2回の人工呼吸の組み合わせを救急隊が到着するまで繰り返し行う。AEDを使用するとき以外は絶え間なく行うことが大切。人工呼吸が行えないときは胸骨圧迫だけでも行いましょう。

### AEDが到着したら

心肺蘇生法を行っている途中でAEDが到着したら、すぐにAEDを使う準備を始める。AEDは電源が入ると音声メッセージが流れ、実施すべきことを指示してくれるので、落ち着いて操作する。

### 出血があったら

直接圧迫止血法

厚いガーゼや布などを傷口にあてて押さえる。



# 地震の知識

## 1 地震はなぜおきるのか？

地球の表面は、年に数 cm ぐらいの速さで動く十数枚の岩盤の板（プレート）で覆われています。プレートがぶつかり合う所ではひずみが生じ、限界に達したときに破壊が起こり、地震が発生します。

日本付近で発生する地震は原因により、大きく3つの種類に分けられます。

### (1) プレート境界型の地震

プレート境界である海溝では、海側のプレートが陸側のプレートの端を引きずりながら陸側のプレートの下にもぐりこみ、ひずんだ陸のプレートの先端が限界に達すると跳ね上がり、地震が発生します。

例) 大正12年関東地震（関東大震災）、東海地震

### (2) プレート内部の地震

海溝などから沈み込んでいく海側のプレートの内部で大規模な破壊が起き、地震が発生します。  
例) 昭和8年三陸地震、平成6年北海道東方沖地震

### (3) 陸域の浅い地震（内陸の直下型の地震）

陸側のプレートの中で、海側のプレートに押し寄せられ、弱い部分で破壊がおき、断層が動いて地震が発生します。

例) 平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）

## 2 マグニチュードと震度

マグニチュードとは、地震の規模の大小を表し、震度は、ある地点での揺れの程度を表すもので震度計を用いて観測します。

マグニチュードと震度の関係は、電球のワット数と室内の明るさとの関係に似ています。同じ電球でも、近くでは明るく、遠くで暗くなるのと同じで、マグニチュードの大きな地震でも、震源が遠かったり、深かったりすると震度は小さくなります。

**地震の揺れの目やす**  
(気象庁震度階級関連解説表より抜粋)

 震度0 人体に感じない。	 震度1 室内にいる人の一部がわずかに感じる。	 震度2 電灯など下げものがわずかに揺れる。	
 震度3 室内にいる人のほとんどが揺れを感じる。	 震度4 座りの悪い置物が倒れる。	 震度5弱 下げものが激しく揺れる。	 震度5強 家具が倒れ、食器などが落ちる。
 震度6弱 かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが損傷する。	 震度6強 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	 震度7 山崩れ、大きな地割れが生じる。	

### 横浜市に影響を与えると考えられる地震

南関東地震	関東地震（関東大震災）の再来型。相模トラフを震源域とするマグニチュード7.9の地震。今後100～200年以内に発生する可能性が高い。市内の広い範囲で震度5強以上の揺れが予測される。
東海地震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震。
横浜市直下の地震（神奈川県東部）	横浜市直下を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。ほぼ全市域で震度5強以上の揺れが予測される。
神縄・国府津 - 松田断層帯地震	丹沢山地南縁から相模湾岸に至る断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード7.5程度の地震。市南部で震度6強の範囲が広がることが予測される。
三浦半島断層群の地震	三浦半島に位置する断層群を震源とする地震。地震発生の確率が高いとされている武山断層帯を震源とした場合、市南部を中心に震度5弱以上の揺れが予測される。

# 風水害の知識

## 気象注意報・警報について

### < 気象注意報・警報の種類 >

注 意 報	大雨などによって、災害が起るおそれがある場合に、あらかじめ、それを注意するために発表されます。 注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、高潮、波浪、洪水などがあります。
警 報	重大な災害が起るおそれのある場合に、災害を防ぐ準備及び厳重な警戒をうながすために発表されます。 警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水があります。

### < 横浜市域の主な注意報・警報の発表基準 >

注意報・警報	基準項目	注意報基準値	警報基準値
強風(暴風)	平均風速	12m/s	25m/s
波 浪	有義波高	東京湾 1.5m	東京湾 3.0m
		相模湾 2.5m	相模湾 5.0m
高 潮	潮位(東京湾平均海面上)	1.4m	1.8m
大 雨	1時間降水量	20mm	40mm
	3時間降水量	30mm	80mm
	24時間降水量	60mm	150mm
洪 水	1時間降水量	30mm	40mm
	3時間降水量	40mm	80mm
	24時間降水量	80mm	150mm
大 雪	24時間の降雪の深さ	5cm	20cm

## 雨の強さと降り方

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋外の様子
10以上 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	地面一面に水たまりができる
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる	
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		道路が川のようになる
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある 恐怖を感じる		

## 台風知識

台風とは、熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋又は南シナ海で発達して中心付近の最大風速(10分間平均)がおおよそ17m/s以上になったものです。

台風の「大きさ」は「強風域(風速15m/s以上の強い風が吹いている範囲)の半径で、台風の「強さ」は「最大風速」で表されています。

### < 大きさの階級分け >

階 級	風速15m/s以上の半径
大型(大きい)	500km以上~800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

### < 強さの階級分け >

階 級	最 大 風 速
強い	33m/s以上~44m/s未満
非常に強い	44m/s以上~54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

# わが家の安心メモ

家族・知人など共通の連絡先

災害時の家族の集合場所

震災時避難場所（地域防災拠点）

## わが家の安全地図

家から震災時避難場所への行き方を地図に書いておきましょう。

## いざというときのダイヤルメモ

あらかじめ調べて記入しておきましょう

火事・救急・救助・・・119番

犯罪・交通事故・・・110番

お近くの区役所

ガス

電気

電話

近くの病院

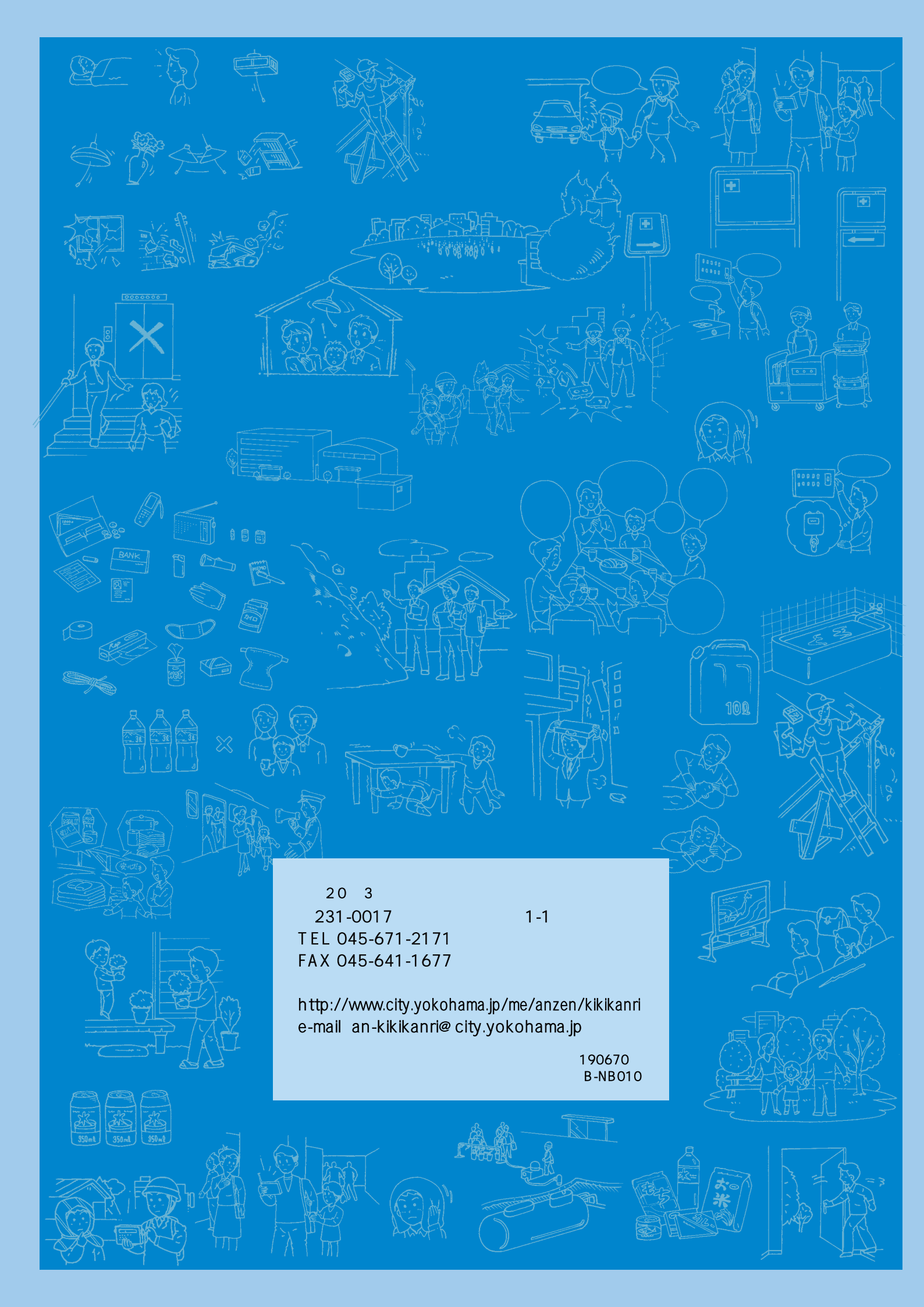
災害用伝言ダイヤル・・・171番

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 家族のおぼえ

氏名	血液型	生年月日	会社・学校の連絡先	備考



平成20年3月発行 / 横浜市安全管理局危機管理室  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
TEL 045-671-2171  
FAX 045-641-1677  
インターネットアドレス  
<http://www.city.yokohama.jp/me/anken/kikikanri>  
e-mail [an-kikikanri@city.yokohama.jp](mailto:an-kikikanri@city.yokohama.jp)

横浜市広報印刷物登録第190670号  
種別・分別 B-NB010